令和7年度(2025年度)登録 和歌山市会計年度任用職員(事務補助員) 登録者募集要項

和歌山市総務局総務部人事課

和歌山市の会計年度任用職員(事務補助員)は登録制となります。

本制度は、令和7年度中に会計年度任用職員(事務補助員)の任用を必要とする業務が 生じた際、登録者の中から適性等に基づき選考し、任用される制度となります。

そのため、ご登録いただいても、必要人員の状況等により必ず任用されるとは限りませんのでご注意ください。

受付期間

登録会開催日

令和7年1月31日(金)まで 令和7年2月8日(土)

1 職務内容

職種	主な職務内容	
事務補助員	・窓口業務、電話応対業務	
	・定型的な業務等における決裁起案を含む事務補助業務(庶務業務、書類作成など)	
	・その他、一般事務補助業務	

※ 採用の場合のみ登録者に連絡を行います(登録者が業務内容を選択することは一切できません。)。また、任期途中で所属が変わる可能性があります。

2 応募資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす方

- (1) 服務規律を遵守し、業務内容に関わらず責任感をもって真摯に業務に取り組むことができる方
- (2) 次のいずれかに該当する方

ア 日本国籍を有する方

- イ 日本国籍を有しない方で日本国内における活動に制限のない在留資格を取得している方(永 住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び特別永住者)又は令和7年3月31 日までに取得見込みの方
- (3) 次のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまで の方
 - イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する ことを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
 - ウ 和歌山市職員(会計年度任用職員を含む。)として懲戒免職の処分を受け又は和歌山市非常 勤職員として懲戒解雇され、当該処分の日又は解雇の日から2年を経過しない方

3 勒務条件

勤務条件	
項目	内 容
	登録年度内の一定の期間になります。 (数日、数か月、1年など、従事業務によって 異なります。)
任用期間	※ ご登録いただいても必ず任用されるとは限りません。※ 年度途中に任用される場合があります。※ 採用は全て条件付きとなり、原則として任用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります(地方公務員法第22条の2第7項)。※ 令和8年度以降の任用についても、毎年度登録手続きが必要となります。
勤務場所	市役所本庁舎、東庁舎、保健所、各サービスセンター、支所・連絡所など
	従事業務によって異なります。
	【勤務日数】月14日、月18日、月20日、週5日など ※配属先によって土日祝日が勤務日となる場合があります。
勤務日数勤務時間	【勤務時間】原則1日7時間(休憩1時間) (例) 8:30~16:30、9:15~17:15、 11:00~19:00(窓口延長対象所属)
	※ 勤務シフト等により、始業・終業時刻が変更される場合があります。※ 時間外(休日) 勤務を命じられる場合があります。
	○報酬(地域手当相当額を含む) (令和7年1月1日現在) 日額 8,365円 ~ 8,571円 締切日:月末、支払日:翌月16日 ※職務経験(和歌山市非常勤職員(行政職)、和歌山市会計年度任用職員(事務 員、事務補助員)として勤務した経験)に応じ決定します(短期間かつ単純な業 務に従事する場合を除く)。 ※上記の報酬日額については、今後、条例改正に伴い変更となる可能性があります。
	○期末及び勤勉手当 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、年2回 (6月及び12月) 対象者へ支給されます。
	支給額 = 基準日以前6月の1月当たりの平均報酬額×支給月数×期間割合
報酬等	支給対象:任期の定めが6月以上(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満は対象外) 支給月数:4.6月 (6月期:2.3月、12月期:2.3月) ※期末、勤勉手当の合計月数
	○年額例(令和7年1月1日現在) (前年度に市の職員として勤務しておらず、新規で月20日で採用された場合)
	報酬:8,365円×月20日×12か月=2,007,600円 期末勤勉(6月期):平均報酬額約167,300円×2.3月×0.3=115,437円 ※期間割合は在職期間によります。次年度以降も引き続き任用される場合は基本的に1.0となります。 期末勤勉(12月期):平均報酬額約167,300円×2.3月×1.0=384,790円 合計:2,007,600円+115,437円+384,790円=2,507,827円
	○費用弁償(通勤手当相当分) 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、支給されます。(上限あり。1月あたり55,000円)
休暇制度	○年次有給休暇:勤務年数、任用期間、勤務日数に応じ付与します。○特別休暇:夏季休暇(有給)、看護休暇(有給)等

3 勤務条件 (続き)

項目	内 容
社会保険	法令に基づき、任用期間、勤務日数等に応じて和歌山県市町村共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入します。 また、勤務場所により労働者災害補償保険等が適用されます。
身分・服務	地方公務員法の規定が適用されます。
その他	会計年度任用職員(事務補助員)から常勤職員や会計年度任用職員(事務員)などの他職種への切替えは一切ありません。

4 登録の方法等

(1)登録手続き

試験種目	試験内容
適性検査	国語能力、数的能力等を図る検査(10分)
実技検査	パソコンを用いた操作能力を図る検査(10分)
面接	人物、性格等についての面接

- ※ 登録手続きは勤務条件等の説明を含め1時間程度を予定しています。
- ※ 登録会には、本募集要項及び筆記用具 (HBの鉛筆、消しゴムなど)を持参してください。 また、マスクの着用等、感染症予防対策を講じた上でご参加ください。

(2) 登録会開催日等

開催日		登録会場等		
	令和7年2月8日(土)	集合時間、登録会場等の詳細は、整理券(後日送付)にてお知らせします。		

- ※ 開催日、集合時間その他指定した事項は、事由に関わらず一切変更することはできません。 また、希望をお聞きすることもできません。
- ※ 集合時間をよく確認して必ず定刻までに入場してください。
- ※ 申込者用の駐車場はありませんので、登録会当日は公共交通機関等を利用してください。
- ※ 気象条件その他の事情により、登録会日時が変更される場合があります。

(3)登録会場

和歌山市役所本庁舎(和歌山市七番丁23番地)

5 任用について

令和7年度中に事務補助員の任用を必要とする業務が生じた際、登録者の中からその業務の遂行に必要な能力、適性、経験、技能の程度などをもとに選考を行い、任用します。選考の結果、任用が決定した方には、後日連絡を行います。採用辞退の場合、登録期間内は登録が継続されますが、基本的に他の登録者が優先的に選考されることになります。

また、令和8年度以降の任用についても、毎年度登録手続きが必要となります。

6 注意事項

- (1) お申込みいただくだけでは登録されません。「4 登録の方法等」の手続きを完了することで 登録されます。登録が完了したことについて、通知等の送付はありません。
- (2) この登録は、採用が決まっているものではありません。採用された方にのみ連絡があります。
- (3) この登録は、他への就職などを拘束するものではありません。
- (4) 登録期間は、登録票の「希望する登録期間」に記載いただいた年度内の期間となります。最長 4月1日から翌年3月31日までとなります。
- (5) 登録期間中に登録内容に変更が生じた場合又は他に就職するなど登録を取り消す場合は、人事 課(073-435-1019(直通))までご連絡ください。
- (6) 応募資格を満たさないこと、心身の故障のため職務の遂行に支障があること若しくはこれに堪 えないこと又は職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合などは、上記にかかわらず登 録が抹消されます。

7

登録会申込手続		
	20	計年度任用職員(事務補助員)登録申込書(登録票) の募集要項をよく読んだ上で、記入例を参考にして申込書に必要な事項を正しく してください。
申込書類	② 面接	
		『用封筒(整理券送付用) 彡3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付してください。
		質の提出先は、次のとおりです。 3511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市総務局総務部人事課
申込方法	朱	対筒(角形2号:A4サイズが入る大きさ)の表に「 事務補助員登録票在中 」と 書し郵送してください。 令和7年1月31日(金)消印有効となりますのでご注意ください。
	受付	事課(本庁舎5階)へ提出してください。 付期間は令和7年1月31日(金)までです。 お、受付時間は各日とも午前8時30分から午後5時15分までです。
整理券の交付	整理番号、登録会集合時間を記載した整理券を、令和7年2月3日(月)以降に順次発送します。 整理券が令和7年2月6日(木)までに届かない場合は、至急、人事課(073-435-1019(直通))へ連絡してください。	
**		

- ※ 申込書類は受付後返却しません。
- ※ 申込書類に記載された個人情報は、登録会、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関 する事務以外の目的には使用しません。
- ※ 登録手続き当日に車椅子を使用するなど登録に際して要望がある方は、事前に人事課(0 73-435-1019 (直通)) まで相談してください。
- ※ 和歌山市に関する他の試験を受験予定の方も登録会への申込みが可能です。

7 登録会申込手続 (続き)

提出書類に不備があると受付することができません。提出前にもう一度確認してください。

- (1) 太線枠内の欄にもれなく記入していますか。
 - ア 希望する登録期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で登録を希望 する期間を記入していますか。
 - イ 個人情報提供の同意について署名していますか。 (日付は、提出書類を記入した日で構いません。)
 - ウ 連絡先の電話番号を記入していますか。
 - エ 現住所及び緊急連絡先は、寮・下宿・アパート等の場合は何々様方まで記入していますか。
 - オ 緊急時連絡先は、緊急時に確実に連絡の取れる方の住所、氏名、続柄、電話番号(携帯電話可)を記入していますか。
 - カ 職歴が5つ以上ある場合は、主なものを5つ記入してください。
 - キ 資格・免許は、業務上有用と思われるものを記入してください。
- (2) 登録票の写真欄に写真を貼っていますか。
- (3) 面接票のチェック項目に漏れはありませんか。
- (4) 整理券送付用封筒に切手を貼り、宛先を記入していますか。
- (5) 提出期限及び提出先を再確認してください。

8 登録に関するお問い合わせ

(1) 登録や会計年度任用職員制度に関する問い合わせ

(問い合わせ先) 人事課

(電話番号) 073-435-1019 (直通)

(受付時間) 土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 荒天時等の対応について

台風・自然災害等の気象条件その他の事情により登録会の延期や開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、登録会前日の午後5時半頃に和歌山市ホームページのトップページでお知らせします。

(※ 必ず下記のURLから確認してください。)

和歌山市ホームページ (https://www.city.wakayama.wakayama.jp)